⑸　参加表明書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※参加表明書及び企画提案書の提出時には、①⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

②　設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年７月20日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長からH28名古屋第３国税総合庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2）競争の適正阻害

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第４条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

⑴　親会社と子会社の関係にある場合

⑵　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、⑴については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

⑴　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

⑵　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3）業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①　再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに主たる分担業務分野（総合分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）の場合。

②　建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。

③　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

④　管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者が、参加表明者及び企画提案書の提出者の組織に所属していない場合。

⑤　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）が、それぞれ１名となっていない場合。

⑥　管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任している場合。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。

⑦　構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっている場合。

⑧　再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。

設計共同体の場合は以下を満たしていること。

・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士であり、参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

※配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。伴わせて、建築士定期講習の受講等の確認方法として、下記のものを添付する。

・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項ロ、ハ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。

最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

・建築士法施行規則「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。

合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

5）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件

①　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成18年度以降に完了した以下に示す同種または類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満、業務成績の相互利用機関と適応対象に基づく業務成績が付されている場合、60点未満の場合は実績として認めない。

また、中部地方整備局（港湾空港部を除く）が発注した業務のうち、平成18年４月１日から公告日現在までに、管理技術者として従事した建築関係コンサルタントに係る業務成績において、60点未満の業務成績が複数あるものは配置できない。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所又は類似施設」の地上３階建て地下１階以上かつ延べ面積4,500㎡以上の新築又は増築の設計業務

類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、あるいは鉄骨造の「庁舎、事務所又は類似施設」の地上３階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築又は増築の設計業務

※類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占めるか、又は当該部分の延べ床面積が同種業務の場合は4,500㎡以上、類似業務の場合は3,000㎡以上ある施設を指すものとする。

※設計業務とは、基本設計から実施設計までの設計業務をいう。

※延べ面積は、１棟の面積とする。